

栃木県最低賃金

時
間
額

1,068 円

発効日：令和7年10月1日



準華
©栃木労働局

必ずチェック！最低賃金！働く人と雇う人のためのルールです。
(最低賃金は常時作業場の見やすい場所に掲示する等により周知しなければなりません)

- ◎ 栃木県内で事業を営むすべての使用者及び事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- ◎ 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反となり処罰されることがあります。
- ◎ 最低賃金には、精皆勤手当・通勤手当・家族手当・臨時に支払われる賃金及び時間外割増賃金等は含まれません。
- ◎ 詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話028-634-9109）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

栃木労働局
最低賃金特集ページ

